

重要事項説明書

(居宅介護支援)

有限会社シンソエ

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社シンソエ
代表者氏名	宮地 美樹
所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県宝塚市南口二丁目6番21号 電話：0797-74-8885 FAX：0797-74-8895
設立年月日	平成15年11月7日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	シンソエ居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	2871102345
事業所所在地	兵庫県宝塚市南口二丁目6番21号
連絡先 管理者名	電話：0797-74-8885 FAX：0797-74-8895 大浦 有紀子
事業所の通常の 事業の実施地域	宝塚市、西宮市（但し、阪急神戸線以北）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じ自立した日常生活が継続できることを目的とし、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
運営の方針	要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、公正中立な立場で支援します。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（但し、土・日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）
営業時間	午前9時00分から午後6時00分まで（※緊急時 24 時間対応体制あり）

(4) 事業所の職員体制

管理者	大浦 有紀子
-----	--------

職	職務内容	人員数
専門員 介護支援	居宅介護支援業務を行います。	常勤 3名
		非常勤 1名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 名
		非常勤 2名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援提供の統一した流れは以下の通りです。

1	居宅介護受付	地域包括支援センター、医療機関、利用者又はその家族からの、居宅介護サービスの利用相談受付
2	訪問日程調整	ご自宅に訪問し介護保険の説明などを行うための日程調整
3	介護保険制度の説明	介護保険制度の利用の説明、各事業内容の説明、実施できない内容の理解、介護度による介護の制限、他の制度との併用時の優先、要支援・要介護の目的の違い等、必要な情報提供
4	担当の選定	担当ケアマネジャーの決定
5	契約	契約内容、重要事項、個人情報取り扱いの説明と契約
6	アセスメント	介護保険を利用するに至った経緯の聴取、介護保険制度の利用によって改善したい課題（主訴）の聴取、介護保険証内容、家族構成、経済状況、他の制度との利用の有無と内容、緊急連絡先・方法、既往歴、生活歴、通院する医療機関、現在の服薬内容、住環境の聞き取り
7	心身機能評価	日常生活動作・日常生活周辺動作の評価、認知機能その他の評価
8	居宅サービス計画作成	心身機能評価の要約、課題抽出、第一表・第二表・第三表の作成、介護保険利用点数等の把握、作成した居宅サービス計画の交付
9	情報の入手	施設からの退所、病医院からの退院に際して介護に必要な情報の入手
10	事業者調整	事業者の選定、事業者の利用実施について契約確認等調整
11	サービス担当者会議	サービス事業者と利用者並びにその家族で会議を実施
12	サービスの提供	各サービス事業者のサービス提供開始
13	モニタリング	毎月1回以上（予防介護利用者は3ヶ月に1回以上）訪問し、心身の状態の観察、把握、支援事業者の計画遂行状況、対応する援助内容の適正の把握
14	計画の再作成	モニタリングで変更の必要が生じた場合、及び前回の計画の期限が終了する場合、ケアプランの作成
15	給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し適正な点数を確認し、翌月10日までに国民健康保険連合会に提出（予防介護利用者の場合は翌月7日までに地域包括支援センターに提出）
16	更新手続等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請、認定更新の為の申請、福祉用具・住宅改修による介護保険制度の補助の申請
17	施設の紹介	特別養護老人施設、老人保健施設、グループホーム等の施設の紹介

利用料金

介護保険が適用される場合は、利用者のご負担はありません。ただし、利用者には保険料の滞納がある場合は、利用者より全額料金をいただき、事業者が発行する証明書をもって後日払い戻しとなる場合があります。また、滞納期間により、一時的に保険給付の全部または一部が差し止めとなります。

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,000 円	居宅介護支援費Ⅰ 15,591 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合、45 人以上 60 人未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 6,011 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,772 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 60 人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,602 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,663 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。
また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 22,10 円を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

ケアプランデータ連携システムを活用し事務職員の配置を行っている場合

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,000 円	居宅介護支援費Ⅰ 15,591 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 50 人以上の場合において、50 人以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 6,011 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,772 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 60 人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,602 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,663 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 又は 0/100 となります。
また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2210 円を減額することとなります。

※ 50 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、50 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,315 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた際に新たに居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された際に新たに居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,762 円	入院の日から 1 日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,210 円	入院の日から 3 日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)

退院・退所加算（Ⅰ）イ	4,972円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 （Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6,630円	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	6,630円	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	8,287円	
退院・退所加算（Ⅲ）	9,945円	
特定事業所加算（Ⅰ）	5,734円	人員の配置・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること等 厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅱ）	4,652円	
特定事業所加算（Ⅲ）	3,569円	
特定事業所加算（A）	1,259円	
特定事業所医療介護連携加算	1,337円	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
ターミナルケアマネジメント加算	4,420円	在宅看取りの利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
通院時情報連携加算	553円	病院、歯科医院の受診時同席し医師または歯科医師と情報共有した場合

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための順義が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を請求します。

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に必要な場合は利用者の承諾を得て訪問します。

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院に入院した場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等に担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりです。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	大浦 有紀子
-------------	--------

- (2) 必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会を設置し研修を実施しています。

7 居宅介護支援の解約

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合
 - ・解約の約一か月前にご連絡いただければ、終了いたします。
- (2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合
 - ・要介護から要支援に介護度が変わった場合、ご自宅の地域の地域包括支援センターに担当を引き継ぐことがあります。
 - ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は、終了一か月前までに文章で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
 - ・利用者やご家族などが当事業業者や当事業業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- (3) 自動終了
 - ・利用者が介護施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 当事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱う事は、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業者が保有する利用者等の個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得る為に、個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。</p> <p>② 事業者は、サービス提供に必要な範囲内のみ個人情報を取り扱います。利用者から予め文書で同意を得、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者及び家族の個人情報を使用します。緊急時必要な場合には医療機関に利用者及びご家族の個人情報を提供します。</p> <p>③ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>④ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</p>

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 1 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	(担当者) 管理者 大浦 有紀子 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話 : 0797-74-8885 FAX : 0797-74-8895
宝塚市介護保険担当課	所在地 宝塚市東洋町1番1号 受付時間 平日午前9時～午後5時 電話 : 0797-77-2136 FAX : 0797-71-1355
西宮市介護保険グループ	所在地 西宮市六湛寺町10番3号 受付時間 平日午前9時～午後5時 電話 : 0798-35-3314 FAX : 0798-34-2372
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 受付時間 平日午前8時45分～午後5時15分 電話 : 078-332-5617 FAX : 078-332-5650

1 2 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記の内容について「指定居宅介護支援事業等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県宝塚市南口2-6-21
	法人名	有限会社シンソエ
	代表者名	代表取締役 宮地美樹
	事業所名	シンソエ居宅介護支援事業所
	説明者氏名	

指定居宅介護支援 (ケアマネジメント)

契約書・個人情報使用同意書

有限会社シンソエ

甲と乙は、乙が甲に対して行う指定居宅介護支援(ケアマネジメント)について、次のとおり契約します。なお、本書は契約書の内容及び個人情報利用同意書を兼ねます。

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法の趣旨に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(契約期間)

第2条 契約期間は 年 月 日から要介護認定の有効期間の満了日までとします。なお、契約満了日の1ヶ月前までに甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(居宅サービス計画作成の援助)

第3条 乙は、介護保険法に定める介護支援専門員を甲へのサービスの担当者として任命し、交代については事前にご相談します。

2 乙は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を援助します。

- (3) 甲の居宅を訪問し、甲及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題の把握に努めること。
- (4) 当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に甲及びその家族に提供し、甲にサービスの選択を求めること。
- (5) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成すること。
- (6) 上記原案に位置づけた居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について、甲及び家族に説明し、甲から文書による同意を受けること。
- (7) 甲が医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従うこと。

(居宅サービス計画作成後の援助)

第4条 乙は、甲及び家族と継続的に連絡を取り、利用の実情を常に把握するように努めます。

2 乙は、甲が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を要する場合は、再評価を行い、サービス計画の変更、要介護認定区分の変更申請、関連事業者と連絡するなど必要な援助を行います。

3 乙は、甲の受ける居宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理票の作成・提出ほか関係機関との連絡調整を行います。

(要介護認定の申請に係る援助)

第5条 乙は、甲が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう甲を援助します。

(施設入所への支援)

第6条 乙は、甲が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、甲に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

(記録の作成)

第7条 乙は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、契約終了後5年間保管します。

2 乙は、甲又は家族に対し、乙の営業時間内に、甲に関する記録を閲覧、複写物の交付を行うことができます。但し、複写物作成の実費を請求することがあります。

(料金)

第8条 乙が提供する居宅介護支援に対する料金規定は別紙【重要事項説明書】のとおりです。

(契約の満了)

第9条 次のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 一. 甲は、乙に対して、いつでもこの契約解除を申し入れることができます。この場合には、1ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。
- 二. 乙は、やむを得ない事情がある場合、甲に対して、1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することでこの契約を解約することができます。この場合、当該地域の他の事業所に関する情報を利用者に提供します。
- 三. 乙は、甲又は家族等が、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 四. 甲が介護保険施設に入所した場合
- 五. 甲の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- 六. 甲が死亡した場合

(賠償責任)

第10条 乙は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うと共に、必要な措置をとります。

2 乙はサービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合は、損害保険の規定に従い甲に対してその損害を賠償します。但し、甲又は家族に重大な過失がある場合には、賠償額を減額することができます。

(個人情報保護)

第11条 乙は、サービス提供をする上で知り得た甲及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 乙は、医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限り、予め甲又は家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で甲又は家族の個人情報を用います。

3 乙は、書類等データ管理を徹底し、個人情報保護に努めます。また、甲及びその家族より、情報の開示希望があった場合、本人及びその家族であることを確認した後、遅滞なく個人情報を開示致します。

(相談・苦情対応)

第12条 乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第13条 乙は、業務を行うにあたって、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第14条 甲と乙は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項は、介護保険法令等の規定を尊重し、双方誠意をもって協議の上定めします。

(裁判管轄)

第15条 甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審議裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名の上、本契約書を2通作成し、甲乙各一通保有します。

(甲) 私は、この重要事項説明書及び契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。また、第11条に基づく個人情報の使用について同意します。

令和 年 月 日

利用者	ご住所		
	連絡先		
	氏名		
緊急連絡先①	ご住所		
	連絡先		
	氏名		続柄
緊急連絡先②	ご住所		
	連絡先		
	氏名		続柄

(乙) 私は、居宅介護支援の事業者として、甲の申込みを受託し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。

事業者	事業所名	シンソエ居宅介護支援事業所		
	住所	兵庫県宝塚市南口二丁目6番21号		
	事業者名	有限会社シンソエ 代表取締役 宮地美樹		
	電話	0797-74-8885		

説明者

介護支援専門員(ケアマネジャー)
氏名